資料７－４
（参考資料３）

平成 30 年４月１日以降の届出基準について

【平成 30 年３月 31 日以前】

○　原則

診療所に病床を設けようとする場合には、知事の許可を要する。

○　例外

居宅等における医療提供の推進のために必要な診療所、へき地に設置される診療所、小児医療を行う診療所及び周産期医療を行う診療所であって、医療計画に記載（又は記載見込み）される診療所については、届出により一般病床を設置することが可能である。

【平成 30 年４月１日以降】

≪改正点≫

1　一般病床に加え、新たに療養病床も設置が可能となる。
2　医療計画への記載（又は記載見込み）が設置の要件から削除。
3　必ず医療審議会に諮問する。
4　届出により病床設置が可能となる診療所の基準が拡大。

診療所へ病床を設置するための申出

次のいずれかに該当する診療所（省令抜粋）

- 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所
- へき地に設置される診療所
- 小児医療を行う診療所
- 周産期医療を行う診療所
- 救急医療を行う診療所

左記以外の診療

病床設置許可申請

医療審議会において内容審議

≪新適用基準≫「届出により一般病床又は療養病床を設置可能となる診療所の基準について（平成 30 年３月 22 日の医療審議会で現行基準の一部改正を審議し、新たに制定予定）」に基づく適合審査

認められた場合

届出のみで病床設置可能

（基準病床の枠に関係なく 19 床の範囲内で設置可能）

病床設置許可申請

≪病床過剰地域の場合≫

病床設置不能
（勧告の対象）

≪病床非過剰地域の場合≫

設置許可の手続きを経たうえで病床設置可能
（基準病床の枠内）